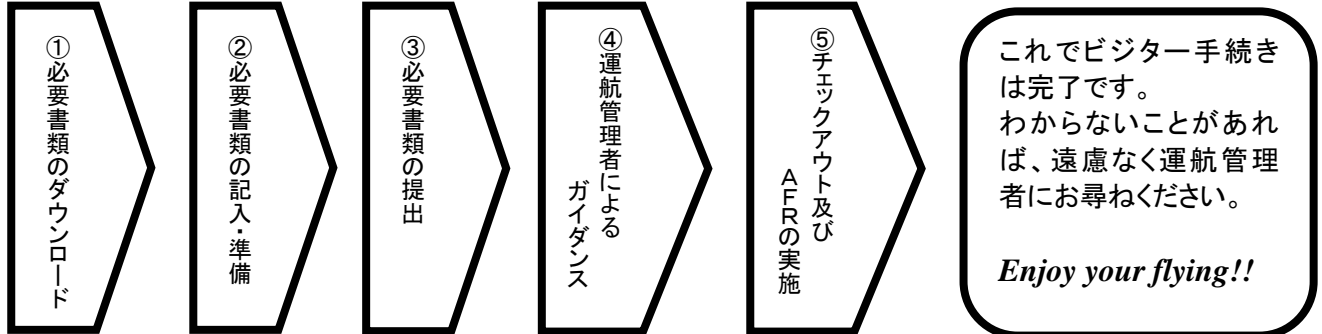


ビジターガイド(個人・団体利用)

こんにちは。日本グライダークラブへようこそ！

これはビジターとして安全に板倉滑空場で飛ぶための各種手続きや注意点をまとめたガイドブックです。下記の内容をよく読んで、スムーズに飛行が開始できるよう、ご協力よろしくお願いします。

<板倉滑空場で飛行を開始するまでの流れ>



1. ビジター登録書類

★登録手続きは、登録に必要な書類を日本グライダークラブのホームページから事前にダウンロードして、ご記入の上、板倉滑空場で飛行を開始する日までに、その他提出書類と共に提出してください。ダウンロードができない場合は、クラブに書類一式を用意してありますので、現地でご記入ください。

★必要書類のダウンロード : <http://www.glider.jp/download3/>

★書類記入についてのお問合せ先 :

① 東京事務所

住所：〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 (航空会館 9F)

TEL：03-3591-7728 (平日のみ) FAX：03-3591-7726

E-mail: shinbashi-office@glider.jp

② 板倉滑空場

住所：〒374-0101 群馬県邑楽郡板倉町除川 1286

TEL：0276-77-1249 (運航時間中は不在の場合があります) FAX：0276-77-0830

③ 日本グライダークラブホームページ : <http://www.glider.jp>

2. ビジター登録書等の記入・提出

★下記の書類を記入の上、飛行当日までに運航管理者に提出し、飛行に必要なガイダンスを受けてください。

| 個人ビジター | 団体利用ビジター |
|--|-------------------------|
| FORM-02 ビジター(B)登録申込書 | FORM-03 ビジター(団体利用)登録申込書 |
| FORM-06 誓約書 | FORM-06 誓約書 |
| FORM-07 飛行前確認書 | FORM-07 飛行前確認書 |
| FORM-08 航空機駐機・格納申込書-持込個人所有機登録書 (自己所有のグライダーを持込んで飛行する場合、航空保険証書・緊急時の保険会社連絡先といっしょに提出してください) | |

★ビジター登録用紙の提出は毎飛行日ごとに必要です。但し、連続した日程で飛行する場合は、その連続した日程の初日までに飛行期間を登録用紙に明示して登録を行った場合は、後の飛行日ごとの登録は行わなくて結構です。3ヶ月以内にビジター登録を行ったことがある場合は、記入内容の一部が省略されます。

★飛行前確認書の内容は、板倉 NOTAM 等で必ず確認した上、運航管理者からガイダンスを受けてください。不明な点は、運航管理者にご確認ください。

3. 確認書類

★板倉滑空場で飛行するための重要な情報です。必ず内容をご確認ください。

1. ビジターガイド(本書類)
2. 板倉運航規定
3. ビジター規定
4. AFR 規定・AFR ガイド
5. チェックアウト規定
6. 料金規定
7. 板倉 NOTAM
8. ビジター用危機管理マニュアル
9. その他必要書類

★上記各種規定類・運航関連の書類については、各自ホームページからダウンロード、または板倉滑空場の閲覧コーナーでコピーをとってください。

4. 操縦練習をする場合

★ビジターは原則として操縦練習をすることができませんが、有効な操縦練習許可書を所持し、航空法第 92 条但書申請許可を自身で受け、クラブの許可を得ている場合はこの限りではありません。

5. 義務無線機を搭載していない場合

★板倉滑空場はVHFのみの運用となっております。HFのみの航空機は運用できません。

6. AFR(Annual Flight Review)制度について

★板倉滑空場における飛行活動において、機長が技能証明に定められた「飛行する権利」を安全に行行使するために、自身の知識と技量を再確認（レビュー）する機会を設けることを目的とした制度があります。板倉滑空場で飛行を行うためには、飛行を行う日より12ヶ月以内にJSC認定インストラクターによるAFRを受けていることが必要となります。

★団体利用の場合は、団体AFRチェッカーがAFRを団体メンバーに対して実施できる、団体活動時のみ有効なAFR制度があります。

★AFR詳細につきましては、「AFR規定」及び「AFRガイド」を参照してください（ホームページからダウンロードできます）。

7. チェックアウト制度について

★板倉滑空場における飛行活動は、航空法及びクラブにより定められた規定に基づいていますが、さらに機長の最近の飛行経験を確保し、型式移行、各運航形態での安全を向上させるため、JSC認定インストラクターによる知識、技量の確認を行っています。

★チェックが必要な項目は下記の表の通りです。

| | | | |
|---|-----------------|-----|---|
| 1 | 型式移行のためのチェック | 1.1 | 飛行する型式による初単独 |
| 2 | 最近の飛行経験によるチェック | 2.1 | 板倉滑空場において、過去 90 日以内の滑空機、および動力滑空機の飛行回数が 3 回以下の場合 |
| | | 2.2 | 機長時間の合計が 60 時間以下の者は毎飛行日 |
| 3 | 運航形態によるチェック | 3.1 | 野外飛行（9km 圏外）を行う場合 |
| | | 3.2 | 高高度飛行（10,000ft 以上）を行う場合 |
| | | 3.3 | 山岳飛行を行う場合（注：山岳飛行の定義は現在検討中） |
| 4 | 板倉滑空場慣熟のためのチェック | 4.1 | 板倉滑空場で初めて飛ぶ場合は、その飛行前 |

★団体利用の場合は、団体AFRチェッカーが団体メンバーに対してチェックアウトを実施できる団体活動時のみ有効なチェックアウト制度があります。

★チェックアウト詳細につきましては、「チェックアウト規定」を参照してください（ホームページからダウンロードできます）。

8. ビジター料金等の納入方法

★ビジター料金、宿泊費、曳航料金、着陸料、駐機格納料等については、原則として飛行の最終日に板倉滑空場で現地精算してください。

★1日単位の精算の場合は、サロンに曳航料やクラブ機使用の明細が準備されていますので、明細書にビジター料金その他を加えた金額を、明細とともに封筒に入れて千両箱の中に入れてください。

★合宿等の利用の場合は、すべての経費の明細書を添付して、管理人に確認を受けてから支払いを

してください。

- ★特別な事情で後納による振込みを希望される場合は東京事務所に連絡の上、下記をお願いします。
振込先:みずほ銀行 新橋支店(普)1027085 (社)日本グライダークラブ
- ★複数の項目の料金を同時に振り込まれる際は、お手数ですが、東京事務所にその明細をEメール、ファックス、電話等でご連絡ください。

9. 通常の運航の流れ

- ★会員は朝9時半頃、集合して運航機材の準備を始めます。早めの発航をご希望の場合は事前にお申し出ください。
- ★ブリーフィングは通常、土曜日や独立した祝日は11:00、日曜日や連続した祝日の場合は10:30からピスト前で行います。但し、天候や機材の都合で延期する場合があります。
- ★運航開始前のブリーフィングには、飛行する場合は必ず出席してください。その際、ビジター登録書の提出とホワイトボードへの当日の飛行についての記入をお願いします。
- ★万一、ブリーフィングに参加できない場合は、飛行前に当日の注意点を運航管理者に確認の上、ホワイトボード記入を行ってください。
- ★お弁当が必要な方は、ピストにて12時までにオーダーと支払いを済ませてください。ピストカーのお茶はご自由にお飲みください。
- ★ピストカーには各種機材が準備されております。何か必要なものがありましたら、会員にお問い合わせください。
- ★発航前には無線にてパイロット名をピストにお伝えください。
- ★撤収後のあと片付けの際には、曳航機の清掃等のお手伝いにご協力をお願いします。

10. 平日運用を行う場合

- ★平日運用を希望する場合は、日本グライダークラブの運航管理者が必要となります。事前にご確認をお願いします。また、運航管理者との連絡方法も確認しておいてください。
- ★ビジターの都合で飛行予定をキャンセルする場合は、前日の夜8時までに板倉滑空場管理人まで必ずご連絡ください。天候の状況等で、当日にならないと様子がわからない場合は、前日までに当日の連絡方法を確認してください。
- ★飛行する日には板倉フライトサービスの開局が必要です。ピストを担当する可能性のある方は、事前にビジター登録書の無線選任届欄に記入して提出してください。
- ★運航前には運航管理者の指示に従って、滑走路搬入路への立看板の設置、滑走路障害物の確認を行って下さい。立看板は飛行終了後には必ず回収して下さい。
- ★平日は、滑走路で多数のゴルファーがゴルフの練習をしています。運航を始める前には、運航管理者の指示に従って、滑走路をクリアにさせていただくように丁寧をお願いします。
- ★平日は宇都宮進入管制区内を多くのトラフィックが飛行しています。宇都宮自衛隊からは、VFR機用周波数(122.45MHz)でコンタクトして交通状況を確認することが推奨されています。
- ★平日の朝には、宇都宮陸上自衛隊と入間航空自衛隊への電話連絡が必要となります。
 - 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地(宇都宮進入管制区内の飛行に関する連絡)
連絡先:航空学校宇都宮校運航事務所 TEL:028-658-2151(内線229)
 - 航空自衛隊入間基地(訓練試験空域内の飛行に関する連絡)
連絡先:航空総隊司令部飛行隊飛行場勤務隊 TEL:042-953-6131(内線3507 平日)

11. 宿泊を希望する場合

- ★会員優先となっていますので、事前に管理人にスペースの空きがあるかを確認してください。
- ★布団はある程度は用意してありますが、足りない場合もあるので寝袋を用意されたほうが無難です。クラブの布団を使用する場合は、シーツと肌掛けをご持参ください。
- ★キッチン、お風呂を使用する場合は、火の始末に十分気をつけてください。
- ★宿泊料は料金表に定める額を、最終日に板倉で現金精算にてお支払いください。
- ★使用する施設は、公共のスペースですので、きれいに使っていただくようにお願いします。

12. バーコーナー

- ★サロン内の冷蔵庫には冷えたビールやドリンクが用意されています。また、インスタント食品なども用意されていますので、セルフサービスでご利用ください。料金は所定の料金箱へ入れてください。

★クラブのサロン内は禁煙となっております。

Enjoy your flying!